

## 別表（第2条関係）

## 日常生活用具給付の種目等

種 目		障害及び程度	対象年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	18歳以上	154,000	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8	
	特殊マット	簡易型	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	18歳以上	19,600	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5
			下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満			
			重度又は最重度の知的障害者（児）	3歳以上			
		褥瘡予防型	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）であって、必要と認められる者	18歳以上	84,000		
	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、必要と認められる者		3歳以上 18歳未満				
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	学齢児以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用できるもの。	5	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3歳以上	82,400	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	学齢児以上	15,000	介助者が障害者（児）の体位を変換するに当たって、容易に使用できるもの。	5	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	159,000	介護者が障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	33,100	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5		
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上 18歳未満	159,200	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8		
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する者であって、入浴に介助を必要とする者	18歳以上	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	
			3歳以上 18歳未満			5	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上	4,450		障害者（児）が容易に使用できるもの。手すりを設ける場合は、5,400円の範囲内で必要な額を加えるものとする。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、つえの使用により歩行機能が補完される者	—	4,200	十分な強度を有する木材又は軽金属を主体とした一本杖	3		

種 目	障害及び程度	対象年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	60,000	障害者(児)の身体機能の状態を充分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害</li> <li>てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)・精神障害者(児)</li> </ul>	—	36,750	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3	
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>上肢障害2級以上</li> <li>重度又は最重度の知的障害者(児)であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</li> </ul>	学齢児以上	151,200	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障害者(児)を介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	
火災警報器	聴覚障害2級以上(火災の感知・避難が著しく困難な聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	15,500	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8	
自動消火器	障害程度2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は各級の精神障害者(児)(いずれも火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	28,700	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8	
電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</li> <li>重度又は最重度の知的障害者</li> </ul>	18歳以上	41,000	視覚障害者、知的障害者が容易に使用できるもの。	6	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上	12,000	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	10	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上	87,400	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	学齢児以上	36,000	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	学齢児以上	56,400	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	17,000	障害者が容易に使用できるもの。	10

種 目		障害及び程度	対象年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)
視覚障害者用体温計(音声式)		視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	9,000	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
視覚障害者用体重計		視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	18,000	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
視覚障害者用血圧計		視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	13,200	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
パルスオキシメーター		呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者	—	50,000	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
携帯用会話補助装置		音声言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	98,800	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
パーソナルコンピュータ周辺機器・アプリケーションソフト		・上肢障害又は視覚障害2級以上 ・体幹機能障害2級以上(上肢障害2級以上と同程度の障害に限る。)	学齢児以上	100,000	自らが所有するパーソナルコンピュータの操作に必要な身体障害者用の周辺機器又はアプリケーションソフトであること。	6
点字ディスプレイ		視覚障害2級以上であって、必要と認められる者	—	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6
点字器	両面書用	・視覚障害2級以上 ・視覚障害を有する者であって点字の習得訓練に参加するにあたり用具の利用が必要と認められるもの	—	10,400	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	7
	片面書用			7,200		5
点字タイプライター		視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	—	63,100	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー		視覚障害2級以上	学齢児以上	85,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの。	6
				35,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの。	
視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障害2級以上	学齢児以上	99,800	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	6

情報・意思疎通支援用具

種 目		障害及び程度	対象年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
視覚障害者用拡大読書器		視覚障害を有する者	学齢児以上	198,000	画像入力装置により、読みたいもの(印刷物等)を拡大表示又は読み上げるもの。	8	
視覚障害者用時計	触読式	視覚障害2級以上。なお、音声式は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。	18歳以上	10,300	視覚障害者が容易に使用できるもの。	10	
	音声式			13,300			
聴覚障害者用通信装置	FAX	聴覚障害又は音声言語機能障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる者	学齢児以上	30,000	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの。	5	
	テレビ電話又はウェブカメラ			71,000	音声の代わりに、映像により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの。		
聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	—	88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	6	
人工喉頭	笛式	音声機能若しくは言語機能障害者(児)であって、本装置により意思疎通が可能となる者	—	8,100	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4	
	電動式			70,100	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5	
視覚障害者用音声ICタグレコーダー		視覚障害2級以上	—	59,800	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの。	2	
点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	—	別に定めるところによる。	点字により作成された図書	—	
人工内耳用電池	電池	聴覚障害を有する者であって、人工内耳を装着している者	—	3,000	人工内耳に使用するもの。	—	
	充電電池			19,000		1	
排泄管理支用具	ストマ用装具	消化器系	ストマ造設者	—	8,600	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	—
		尿路系			11,300	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は尿処理用のキャップ付	—
紙おむつ等		・高度の排便又は排尿機能障害 ・脳原性運動機能障害を有し、かつ、意思表示困難な者	3歳以上	12,000	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	—	
援用具	収尿器	高度の排尿機能障害	—	7,700	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの。	1	
				5,700			
				8,500			
				5,900			

種 目		障害及び程度	対象年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上（特殊便器取替の場合は上肢障害2級以上）	学齢児以上	200,000	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

注1 上記の日常生活用具の給付対象者は、在宅であることを要件とする。ただし、自立支援生活用具の内の「T字状・棒状のつえ」と「頭部保護帽」、情報・意思疎通支援用具の内の「点字器」と「人工喉頭」及び排泄管理支援用具については、在宅以外（入院や施設入所等）も給付対象とすることができる。

注2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。